

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正することについて

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 10 月 6 日提出

秦野市伊勢原市環境衛生組合
組合長 高 橋 昌 和

提案理由

小学校就学の始期から満 9 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育する職員を対象として、子育て部分休暇を創設するとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (昭和 5 1 年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(4) 子育て部分休暇

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

(子育て部分休暇)

第 1 3 条の 2 組合長は、職員が小学校就学の始期から満 9 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子を養育するため、1 日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えることができる。

2 子育て部分休暇の時間は、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

(秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 2 条 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 2 1 条」を「第 2 1 条第 2 項」に改める。

第 2 1 条第 2 項を次のように改める。

2 勤務時間等規則別表第 2 第 1 1 項の休暇、勤務時間等条例第 1 2 条の 3 第 1 項の規定による介護時間又は勤務時間等条例第 1 3 条の 2 の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員 (非常勤職員を除く。) に対する第 1 号部分休業の承認については、1 日につき 2 時間からその休暇、その介護時間又はその子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第 2 1 条の 5 中「 (以下「第 2 項申出」という。) 」を削る。

（ 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正 ）

第 3 条 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（昭和 5 1 年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「並びに」を「、」に改め、「許可」の次に「並びに勤務時間等条例第 1 3 条の 2 の規定による子育て部分休暇の承認」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	
(休暇)	(休暇)
第 9 条 (略)	第 9 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 無給休暇の種類は、次に掲げるとおりとする。	3 無給休暇の種類は、次に掲げるとおりとする。
(1) - (3) (略)	(1) - (3) (略)
<u>(4) 子育て部分休暇</u>	
4 (略)	4 (略)
<u>(子育て部分休暇)</u>	
<u>第 1 3 条の 2 組合長は、職員が小学校就学の始期から満 9 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子を養育するため、1 日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えることができる。</u>	
<u>2 子育て部分休暇の時間は、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u>	

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和51年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第6号。第17条及び第21条第2項において「勤務時間等条例」という。)第2条第4項ただし書の規定の適用を受ける職員について、次に掲げる勤務の形態

(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

(第1号部分休業の承認)

第21条 (略)

2 勤務時間等規則別表第2第11項の休暇、勤務時間等条例第12条の3第1項の規定による介護時間又は勤務時間等条例第13条の2の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間からその休暇、その介護時間又はその子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(1)・(2) (略)

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和51年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第6号。第17条及び第21条において「勤務時間等条例」という。)第2条第4項ただし書の規定の適用を受ける職員について、次に掲げる勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

(第1号部分休業の承認)

第21条 (略)

2 勤務時間等規則別表第2第11項の休暇又は勤務時間等条例第12条の3第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間からその休暇又はその介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(1)・(2) (略)

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例

（給与の減額）

第11条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務をしないことについて組合長の承認があった場合（勤務時間等条例第12条の2の規定による介護休暇及び勤務時間等条例第12条の3の規定による介護時間の承認、勤務時間等条例第13条の規定による組合休暇の許可並びに勤務時間等条例第13条の2の規定による子育て部分休暇の承認を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（給与の減額）

第11条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務をしないことについて組合長の承認があった場合（勤務時間等条例第12条の2の規定による介護休暇及び勤務時間等条例第12条の3の規定による介護時間の承認並びに勤務時間等条例第13条の規定による組合休暇の許可を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正することについて

1 条例改正の背景

県内自治体では、職員の職業生活と家庭生活の両立を支援すること等を目的に、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で取得できる部分休業の対象年齢を拡大する動きがあり、秦野市でも令和 7 年第 3 回定例月会議において「子育て部分休暇」の創設に係る条例改正案が提出されています。

2 改正の理由

子育てを行う職員の柔軟な働き方を実現し、職員の職業生活と家庭生活の両立を支援することは本組合としても、職員が安心して働くうえで重要な要素であると考えていることから、秦野市に準じて「子育て部分休暇」の創設に関連する条例を改正するものです。

3 主な改正内容

(1) 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新たに小学校就学始期から満 9 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子を養育する職員に対し、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で「子育て部分休暇」を創設するもの

(2) 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例

部分休業の 1 日の上限時間である 2 時間から「子育て部分休暇」の取得時間を減じるとともに、条文の字句整理を行うもの

(3) 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例

「子育て部分休暇」の取得時間は給与を減額することを位置付けるもの

4 施行日

公布の日